

**【重要】**

2月2日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されましたので、その内容をお知らせします。

事務連絡  
令和3年2月3日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）

令和3年2月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われました。

今般の対処方針の変更により、緊急事態措置の対象とすべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県とされ、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされました。変更後の対処方針及び学校の取扱いに係る記載は下記のとおりです。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、令和3年1月8日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）」及び令和3年1月29日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」等において示した留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策の徹底と、学生の学修機会の確保の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

(変更後の対処方針)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030202.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030202.pdf)

(学校の取扱いに係る記載)

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (3) まん延防止

##### 5) 学校等の取扱い

- ① ①文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

高等教育局高等教育企画課 (内線: 2482)